田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 規 則

ページ

○ ◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務 及び情報を定める規則の一部を改正する規則【デジタル市役所推進室 デジタル市役所推進課】

3

◇ 告 示

○ 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出(2件)【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報 を定める規則の一部を改正する規則

児童手当法の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この規則は、令和4年6月1日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報 を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事 務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年北九州市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第35条第1号チ中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

付 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

北九州市告示第291号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年5月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称豊町自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	香月和昭	北九州市八幡東区豊町4番7号
変更後	小野英雄	北九州市八幡東区豊町17番7号

3 変更年月日令和4年4月1日

北九州市告示第292号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年5月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称 グリーンヒルズ小倉東自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	榎田雅美	北九州市小倉南区横代東町三丁目9番
		9 号
変更後	櫨山 泉	北九州市小倉南区横代東町三丁目7番
		2 2 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地	
変更前	北九州市小倉南区横代東町三丁目9番9号	
変更後	北九州市小倉南区横代東町三丁目7番22号	

4 変更年月日

令和4年5月17日